

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成30年4月現在)

【最低生活費】

(単位:円)

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670
3~5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010
6~11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170
12~19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70~	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

人員	逓減率①					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

人員	逓減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360

※ 冬季(11月~翌3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

生活扶助基準(第1類+第2類)①

生活扶助基準(第1類+第2類)②

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた逓減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の0 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の3 【A】

※ 「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)②」を「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。

加算額【B】			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,310	24,470	22,630
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,530	16,310	15,090
母子世帯等			
児童1人の場合	22,790	21,200	19,620
児童2人の場合	24,590	22,890	21,200
3人以上の児童1人につき加える額	920	850	780
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000 (3歳未満の場合) (子ども1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は併給できない。

このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。【C】

最低生活費